

JVA REPORT

8

'15 AUGUST
NO.171

MAIN REPORTS

- 2015年度通常総会開催報告
- 2015年度事業計画
- 柔軟な権利制限(フェアユース)
規定について

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人 日本映像ソフト協会 会報



会長就任挨拶	2
2015年度通常総会および総会終了後の記者発表の開催報告	3
2015年度事業計画	3
柔軟な権利制限（フェアユース）規定をめぐる最近の動きについて	6
文化庁の意見募集に際して	8
第345回、346回定例理事会開催報告	9
定款実施細則（諸規程）の改正について	9
「アンチリッピングキャンペーン」第2弾企画について	10
文化庁、JASRACの音楽配信についての 使用料規程変更につき、実施禁止期間を延長	10
「総務人事委員会」設置について	11
eメディア部会 第9回定例セミナー開催報告	11
不正商品対策協議会	11
コンテンツ海外流通促進機構	12
リレーエッセイ⑪⑭	13
日誌に見る協会の動き	13
事務局人事	13
月間売上統計（5月、6月）	14
9月度総合連絡委員会と懇親会開催のお知らせ	14

<http://www.jva-net.or.jp/anti-ripping/>



サラリーマン 山崎シゲル

× 日本映像ソフト協会

知っていますか？

アンチリッピングキャンペーン DVDのリッピングは違法です！

会長就任挨拶



会長 桐畑 敏春

2015年度の通常総会と、その後に開催された理事会において、会長職を引き続き拝命することとなりました。

今回で三期目の就任となりましたが、2011年に会長職に就任したところと比べても、厳しい市場の状況は続いており、変化の激しい市場環境の中であって取り組んでいく課題も多く存在していると認識しております。

特に、4年前に比べて大きく変化してきているのは、映像配信ビジネスをめぐる状況だと思います。本年の秋には世界規模でビジネス展開している米国大手の配信事業社が日本においてもサービスを開始し、大きな転機となる可能性もあります。しかし、今の日本の現状においては、映像配信ビジネスに対する期待は大きいものの、その実情を検証するための客観的なデータが存在しません。そこでJVAとしては、2013年からコンテンツ提供者レベルにおける映像配信売上の把握と、映像配信に対するユーザーニーズの大きさを把握するべく、二つの調査を立ち上げました。二つの側面からこのビジネスの行方が展望できるよう、今後も引き続き、精度の高い基礎データが得られるよう努力をしていきたいと考えています。また映像配信事業については、コンテンツ発信のひとつのウィンドウとして捉え、協会として更に一層踏み込んだ形でかかわっていくこととなろうかと思っています。市場は本格的に始動し始めてきていますので、具体的な課題を話し合う場を整備するなどして、会員社様のビジネス発展のために取り組んでまいりたいと思います。

とはいいながら、我々のビジネスの軸足はパッケージにありますので、パッケージビジネスを更に強化するための努力を続けていく必要があります。ユーザーにとってのエンタテインメントが多様化する中、パッケージのレンタルやセルの市場はながらく低迷が続いております。奇しくも2014年には「アナと雪の女王」というビッグヒットタイトルが生まれました。作品力、宣伝、プロモーション次第では、まだまだユーザーニーズを喚起できることを証明した出来事だったと思います。パッケージ市場を活性化させるためには、作品の魅力をより強力に発信し、様々なニーズにきめ細やかに対応しながら、いろいろな挑戦をしていかなければなりません。レンタル市場においては、CDビデオレンタル商業組合様とも協力しあいながら、市場の活性化に努めていく所存です。

また、技術革新やネット社会の発達などによりビジネス環境も激しく変化してきております。コンテンツの利用も多様化する中、その利用をめぐる法整備やルール

作りについての動きが活発化しており、最近では、「クラウドサービス」等に関する著作権問題や、「柔軟性の高い権利制限規定」と言われる問題が政府機関においても取り沙汰されています。それぞれの立場によって色々な意見がありますが、社会のルールの形成は非常に重要なことですので、我々はコンテンツ制作、提供側として一つ一つのケースについて丁寧に考え方を整理し、意見を主張していく必要があります。会員社の皆様の考え方、意見を集約し効果的な意見発信ができるよう今後も努力していく所存です。

その一方で、コンテンツの違法利用もあとを絶ちません。不正商品対策協議会（ACA）や、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）との連携を強化し、全国の警察や政府機関の方々にご協力いただきながら、継続して違法利用の排除に取り組んでまいります。また違法利用をなくしていくためには広報・啓発活動も重要と考えており、本年3月から会員社の皆様で共同して「アンチリッピングキャンペーン」を開始しました。インターネット上に蔓延している映像ソフトの違法アップロードは、ほとんどがDVDやブルーレイをリッピングしてコピーされたものです。この元凶を断ち切ることを目的としたキャンペーンですが、今年の秋からはさらに第2弾のキャンペーンを実施します。レンタル用ビデオを利用して、直接映像ソフトのユーザーに「アンチリッピング」を認知してもらうことを狙いとしていますが、今後とも、会員社の皆様と一丸となって啓発活動を実施してまいりたいと考えています。

最後に、当協会は今年設立44年を迎えております。市場の状況も大きな変化を迎えておりますが、この変化に対応すべく、協会組織全体的に見直しを図っていきたくと考えております。昨年からは、会員社の皆様どうしのコミュニケーションを図る目的で現場レベルでの懇親会を増やしたり、会員社の社員を対象とした研修会を企画するなど、新しい事業も開始しました。そのほかにも喫緊の課題や将来的な課題、または過去からの財産として根幹を守っていかなければならない課題等、様々なものがありますが、それぞれに的確に対応し会員ニーズにお応えしていけるよう、事務局を含め協会組織の見直し、事業の強化を図ってまいりたいと考えています。

理事・監事の皆様をはじめ各部会の部会長の皆様とも協力して、業界発展に寄与するよう努めてまいり所存です。これからも関係各位の皆様のこれまでと変わらないご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

2015年度通常総会および総会終了後の記者発表の開催報告

去る6月9日（火）午後2時より、当協会会議室において2015年度通常総会を開催した。正会員33社のうち出席社32社（委任状出席2社 議決権行使書提出12社を含む）、欠席社1社だった。以下のとおり報告事項1件が報告され、決議事項3件が承認された。

報告事項

1. 2014年度事業報告書 報告の件

決議事項

- 第1号議案 2014年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び同附属明細書（案）承認の件
- 第2号議案 2015年度事業計画書及び2015年度収支予算書（案）承認の件
- 第3号議案 役員20名（理事18名、監事2名）選任の件
総会に引き続き、第345回定例理事会（9項参照）が開催された後、今回再選された桐畑会長、後藤専務理事が出席し2014年度事業報告及び2015年度事業計画等につき記者発表会を開催した。



2015年度事業計画

2015年度事業計画 (2015年4月から2016年3月まで)

JVA正会員社による2014年の出荷は、2299億2300万円 で前年比91.3%だった。過去最高の売上となった2004年から10年連続して減少となり、苦しい状況が続いている。ブルーレイの売上は921億4400万円となり前年比103.8%と伸長が継続しているものの、DVDの売上が1377億7900万円で同84.5%と減少したことが大きく響いた。

低調となっている原因は、リリース作品の力の強弱によるものとは言いきれないであろう。インターネット環境の整備、普及によって、消費者のエンタテインメントへの接触の方法、形態、価値観などが大きく変化していることも背景として考えられよう。そのような中で、パッケージソフトの強みや利点を再考・再確認し、時代のニーズに即したマーケティング施策を考えていくことが重要であろう。

また、映像配信ビジネスにおいては、本年秋頃に米国大手の配信事業者『Netflix』が日本でのビジネスを開始すると発表した。映像配信ビジネスが軌道に乗った米国と我が国とは様々な相違点が存在しており、我が国においてはなかなか大きな飛躍をむかえていない。映像コンテンツをより多くの人々に楽しんでもらえる環境が整っていくことは

映像提供側としても望ましいことであり、既存のマーケットとの相乗効果を十分に図っていかなければならない。

こういった状況の中、映像配信を含めて映像コンテンツに対する日本のユーザーのニーズがどのように動いているのか、そのニーズに合った施策とはどのようなものなのかなど、本年度は調査、研究をさらに掘り下げていく必要がある。

一方、インターネットの発達によってクラウドサービスをはじめ、ますます多様なビジネスが生まれてきているが、著作物の通常の利用が妨げられることなく、かつ、著作権者の正当な利益が不当に害されることのないような仕組みを構築していかなければならない。立場の違いによって法解釈の違いが生まれていることは否めないが、映像の著作権者の立場からの主張をしっかりと行い、各方面に理解を得つつ、当協会の主張、意見を発信していく。

さらに、国内外における海賊版対策、権利侵害対策は継続的に注力していかなければならない。特にインターネット上の権利侵害はグローバル化する一方である。不正商品対策協議会、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）とも、本年度も密接に連携しながら、この課題

に対処していく。

以上のように、厳しい環境の中にありながら、新しいステージへと進むべく課題は多い。当協会が果たすべき役割を改めて認識し実行するために、本年度は次のような事業を推進していくこととする。

[] 内は担当主務部会

[1] 映像ソフト産業の健全な発展をはかる施策の実施

[業務部会]

1. 映像ソフトのバリアフリー化・アーカイブ化の運用ルール等環境整備

会員社や関係官庁・関係団体等が行っている映像ソフトのバリアフリー化（音声ガイドや日本語字幕の付与等）・アーカイブ化の取組みについて、運用ルールの構築等の支援協力を行い、誰もが映像ソフトを楽しむことができる環境整備に努める。

2. 協会活動充実のための新入会員勧誘の促進

映像ソフト産業界を代表する団体として、業界の発展に資するため、より多くの映像ソフト製作者、流通・映像コンテンツ関連事業社等の入会を募る。

3. 倫理問題の研究・意識の啓発

青少年に及ぼす映像ソフトの影響に鑑み、倫理規定遵守の徹底をはかる。

また、倫理問題の研究と意識の啓発に努めると共に、関係官庁・関係団体との連携・協力に努める。

4. 経理・税務問題の検討

税制改正、会計処理の変更等については、随時対応について検討する。

5. 正会員各社を対象にした合同社員研修の実施

イ. 2015年4月入社社員を対象にした新入社員合同研修を実施する。

ロ. 若手、中堅社員を対象にした合同研修を実施する。

[2] 市場の整備及びマーケティング活動の活性化

1. マーケティング施策の調査・研究

[営業部会／業務部会]

イ. DVDビデオ・ブルーレイ・映像配信等の市場動向を把握するとともに、レンタル、セル等の市別マーケティング施策の調査・研究を進める。

ロ. 映像コンテンツのデータベースについては、(株)ジャパンミュージックデータとの提携を継続し、データ収集状況ならびにデータベースの利用実態を把握する。

ハ. 海外市場視察調査及び国内マーケティング施策の検討を行う。

2. 業務用市場の流通の円滑化と活性化のための施策

[営業部会／著作権部会]

ホテル、バス、健康ランド、船舶、複合カフェ、公共施設等における映像ソフトの上映・配信利用に対する正規市場の維持・発展に努める。

3. レンタルシステムの運用 [営業部会／違法対策部会]

当協会のレンタルシステム加盟店の実態把握と未加盟店の加入を促す。

4. 市場活性化の施策

[営業部会]

市場活性化のための施策を検討する。

5. 会員地区連絡協議会への支援 [営業部会／違法対策部会]

映像ソフト市場の健全な発展のため、会員社出先機関で組織された会員地区連絡協議会が行う市場活性化、著作権保護活動等の諸活動を支援する。

[3] 知的財産権の擁護確立及び施策の推進

1. 著作権に係わる広報・普及活動

[業務部会／著作権部会／違法対策部会]

映像著作物の許諾実務、映像ソフトの著作権に関する諸問題について、調査研究を行い、広報・啓発活動を行うとともに、関係官庁・関係団体の行う知的財産権に係わる広報・啓発活動に協力する。

特に、無許諾配信等著作権侵害のツールである技術的制限（保護）手段を無効化（回避して複製）するリッピングソフトの提供、使用等が違法行為であることの周知を図る広報活動を、関係官庁や関係団体等と連携し、継続して実施する。

2. 識別シールの発行等

海賊版識別及び頒布権の行使態様を表示するための統一マークを印したシールの発行及び同マークの登録商標の利用許諾を行い、正規市場の維持を図るとともに、一般利用者の正規品識別に資するよう努める。

3. 関係権利者団体との間における諸問題への対応

[著作権部会]

関係権利者諸団体と著作物使用料規程その他の諸問題について協議する。

4. 著作権保護と無許諾利用の防止

[著作権部会／違法対策部会／営業部会]

関係官庁や関係団体と連携して、映像著作物の無許諾利用（複製・頒布・上映及び配信等）の防止に努める。また、技術的制限（保護）手段を無効化（回避して複製する）プログラムの提供行為等の防止に努める。

5. 国際的著作権問題に対する対応

[著作権部会]

イ. 海外での映像ソフトの無許諾利用の防止に努める。

ロ. 原産地証明の発行

台北駐日経済文化代表處からの要請により、倫理基準の遵守と台湾における海賊版防止のため、関連団体との連絡を密にしながら原産地証明を発行する。

ハ. 海外での映像ソフトの利用実態を把握するため、必要に応じ近隣諸国及び地域に視察団を派遣する。

6. 著作権法等の整備への対応

[著作権部会]

著作権法第38条第1項に関する当協会の見解の普及に努めつつ、著作権法制度の整備を含め、著作物の通常の利用が妨げられない同条同項の運用がなされる環境の構築に努める。また、私的録画補償金制度に関する審議会の審議動向を注視しつつ、その状況に適した対応に努める。

【4】映像メディアの現状と今後に関する調査・研究

[eメディア部会]

1. 映像配信事業に関する調査・研究

- イ. 映像配信技術・管理技術に関する調査・研究を行う。
- ロ. 映像配信をはじめ、多様な映像コンテンツ流通チャネルが提供されている諸外国へ、必要に応じ視察団を派遣する。

2. 映像ソフトに関する調査・研究

映像ソフトに関する新たな技術や流通等に関する調査・研究をする。

3. セミナー・研究会の開催

映像メディアの将来に係わる重要な情報技術や社会情報学に関する調査・研究を行う。また、必要なセミナー・勉強会を開催する。

【5】映像ソフトに関する調査

[業務部会]

1. 協会会員社を対象とする売上の統計調査の実施

- イ. 映像パッケージソフトの売上統計調査を半期ごとに年2回実施し、報告書を作成して公表する。
- ロ. 映像パッケージソフトの月間売上統計調査を実施し、速報として公表する。
- ハ. 映像配信事業に係る月間売上統計調査を実施し、会員社及び協力社に結果を提供する。

2. レンタル市場の実態把握のため、レンタルシステム加盟店を対象とした「ビデオレンタル店実態調査」を実施し、報告書を作成して公表する。

3. 消費者レベルでの映像パッケージソフトや映像配信の市場動向を把握するため、「映像ソフト市場規模及びユーザー動向」に関する調査を実施し、結果を公表する。

【6】映像商品制作に関する調査・研究

[技術部会／業務部会]

- 1. 映像関連技術情報の収集及び調査を行う。
- 2. その他、映像商品制作にかかわる関連技術や商品管理情報等に関する調査・研究を必要に応じ行う。

【7】国際的諸問題に対する対応

[国際部会]

1. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）に参画するとともに、海外における日本コンテンツの流通環境の整備等を推進する。

2. 海外市場の実態の把握

協会会員社の関連性の高い海外市場の実態調・研究に資するため、必要に応じ近隣諸国及び地域における実態調査を行う。

【8】情報の収集及び提供

[業務部会]

1. 会報の発行

協会の事業活動報告、当面する諸問題の報道・解説、国際情報等を内容とする「会報」を、年6回発行する。

2. 『JVA BOOK 2015』の発行

ビデオソフトの著作権に関するQ&Aやマーケットデータ

等をまとめた『JVA BOOK 2015』を発行し、会員社をはじめレンタルシステム加盟のビデオレンタル事業者に配布するほか、一般からの要望にも対応し、業界の広報誌として広く活用する。

3. ホームページ等を通じて協会事業の会員社内外及び一般利用者へのPR活動を展開する。

4. 一般紙・業界誌等の報道機関と接触を図り、協会活動等につき広報活動を展開する。

【9】内外関係機関等との交流及び協力

- 1. 関係諸官庁等に対して、映像ソフト産業の特性、実態等の的確な説明に努め、映像ソフト産業の健全な発展のために協力を要請するとともに、自主規制による良好な環境整備の実現に努める。

[業務部会／著作権部会]

- 2. 関係諸官庁等に知的財産権保護活動に理解を求めるとともに、知的財産権侵害の取締りを要請する等健全な市場の維持・発展に努める。

[著作権部会／違法対策部会／営業部会]

- 3. 協会が事務局を務める不正商品対策協議会等、会員として加盟する関係諸団体の事業に協力するとともに、協会の事業に対する理解・協力を要請する。また、その他の関連する団体との交流を図る。

- 4. 諸外国関連団体との交流を図り、国際市場の整備を目的とする内外情報の交換・著作権情報の交換及び著作権保護活動等を通じ国際市場の健全な発展に努める。

[業務部会／著作権部会／営業部会／違法対策部会／技術部会／国際部会]

- 5. CDVJ主催「ショップコンテスト」にてJVA賞を設置、レンタル店の活性化を支援する。東北地区連においては日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合（CDVJ）と共に同組合が主催する「ショップコンテスト」に「頑張ろう！東北！」賞を設置、東北エリアの復興支援をサポートする。

[業務部会]

- 6. 関西、中部地区連、および、CDVJと協力、西日本賀詞交歓会を共同開催予定、広くエリア活性化に協力する。

[業務部会]

【10】会員社間の交流の緊密化を図る催事の実施

会員社の交流を図るため、新年賀詞交歓会、会員親睦ゴルフコンペを実施する。

正会員、協賛会員を対象に現場レベルの懇親を図る「総連主催懇親会」を開催する。

【11】組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討

- 1. 会員ニーズに対応した組織・業務内容の見直しに努める。
- 2. 安定的な協会運営のために、事務局の世代交代に向け、事業及び人的体制を再構築する。

以上

柔軟な権利制限(フェアユース)規定をめぐる最近の動きについて

フェアユースをめぐる議論については、文化庁文化審議会や知的財産戦略本部等において、ここ数年にわたって議論されてきている。当協会も機会をとらえては、このフェアユースについての意見を発信してきている。この度、第346回定例理事会において、改めて「フェアユース」とそれをめぐる議論の経過などにつき、当協会監事の弁護士の前田哲男先生に整理をしていただき、簡単な講義をしていただいた。本号では、その講演の内容を短くまとめ、掲載することとした。



1. 柔軟な権利制限規定(フェアユース)規定とは？

柔軟な権利制限規定については、個別の権利制限規定に該当しなくても著作権者の許諾を得ないで利用できるようにすべき場合があるのではないかと、という問題意識から議論されています。ここで「権利制限規定」という言葉を使っていますが、そもそも権利制限規定とはどういうものかということからご説明します。

大前提として、著作権者はその著作物を「複製」「公に上映」「公衆送信」などする権利を専有すると著作権法で定められています。この「専有」という言葉は「専ら」「有する」ということで、著作権者の許諾を得ずに著作物を「複製」「公に上映」「公衆送信」などすることは、原則として著作権侵害となります。

ただし、著作権法の中で、一定の場合、例外的に、著作権者の許諾なく複製等して著作物等を使って良いという場合が定められています。これを定めているのが「権利制限規定」です。

2. 個別の権利制限規定の例

例えば著作権法30条1項という規定は、私的複製が許されるという条文ですが、「個人的に」又は「家庭内」あるいは「家庭内に準ずる限られた範囲内」で使用することが目的の場合には、違法ダウンロードやコピーガードを回避する場合等を除き、使用する人自身が複製することができる、と定めています。

ところが、個人の依頼を受けてコピー業者がビデオをダビングしたり、VHSからDVDにメディアを変換したりすることは、この著作権法30条1項に該当しません。なぜなら、30条1項は、あくまで個人的な使用を目的として使用する人自身で複製することを許していますが、それを業者に頼んで行うことは許していないからです。

このように、許される場合をひとつひとつ具体的にあげて規定している規定を、「個別的」権利制限規定と呼ん

でおり、日本の著作権法の権利制限規定は、すべて個別の権利制限規定です。

しかし、これには不便な場合も出てくるという意見があります。

3. 検索エンジンの例

実際、日本でよく議論される検索エンジンの例をご紹介します。

GoogleやYahooなどの検索エンジンを開発する際には、ネット上に公開された他人のウェブサイトをサーバー内に取り込む必要があります。ウェブサイトは著作物なので、それをサーバーに取り込むことは複製に当たり、複製権の問題となります。しかし、検索エンジンを開発・運用する際に、全てのサイトの著作権者から許諾を得ることは事実上難しい。この無断でサーバーに取り込む行為が著作権侵害に当たるのではないかという点が問題となりました。

もちろん、日本の著作権法の中に検索エンジンの開発・運用のためにウェブサイトを取り込んでよいという個別の権利制限規定があれば良かったのですが、検索エンジンが開発された1990年代後半から2000年頃には、日本の著作権法にそのような個別の権利制限規定はありませんでした。

4. アメリカ合衆国では？

アメリカの著作権法にも検索エンジンを合法とする個別の権利制限規定はありません。しかし、アメリカには個別の権利制限規定とは別に、フェアユース規定と呼ばれる規定があり、「批評、解説、ニュース報道、教授、研究または調査等を目的とする著作物のフェアユース(公正な使用)は、著作権の侵害とならない。」とされています。検索エンジンの開発・運用の際にウェブサイトを取り込むことが適法かどうかは、アメリカでも問題となりましたが、フェアユースに当たるのでウェブサイトの著作権者の許諾を得なくても良いと裁判所で判断されました。

5. 日本では？

日本でも現在の著作権法には、検索エンジンを開発・運用するためウェブサイトを取り込んで良いという規定があります。しかしこの規定ができたのは2009年で、2010年から施行されました。2009年時点でもうすでにGoogleの勝利は確定し、日本の検索エンジンは負けてしまった後でした。これについて、国産の検索エンジンがGoogleに勝てなかったのは、アメリカにはフェアユース

規定があったのに日本にはそれがなかったからだという主張をする方がいます。当時は個別的権利制限規定もなかったもので、日本の開発者は著作権侵害を心配して萎縮してしまい、アメリカに負けてしまったのだという主張です。また、個別的権利制限規定で対応しては、イノベーションの速度についていけない、検索エンジンに関する個別的権利制限規定も遅すぎた、そのため日本の著作権法による保護がイノベーションの妨げになっているのではないかと主張されています。

だが、フェアユース規定があっても開発者は、裁判で戦う必要があり、それは簡単なことではありません。また、Googleは日本でもサービスを展開しており、日本でサービスを展開するときは日本の法律が適用されるので、日本著作権法でGoogleのサービスが著作権侵害ならば、Googleは日本で訴えられたはずで、それに構わずGoogleは日本に進出してきました。そう考えると、日本の検索エンジンがGoogleに負けたのは、著作権法のせいであるという指摘には大いに疑問があると言えるでしょう。

6. 文化審議会での議論

文化庁文化審議会では、いままでもこのフェアユースの問題が取り上げられています。

2010年4月に文化審議会での議論の中間まとめが発表され、2011年1月に最終的な報告書としてまとめられました。その報告書では、ABCという三つの類型があげられ、この三つの場合は著作権侵害ではないとすべきだという意見がとりまとめられました。

- A. 付随的利用（ある著作物を、他の著作物の利用に付随して使ってしまうというケース）
- B. 適法な利用を達成する過程での利用
- C. 著作物の表現を享受することを目的としない利用

このような利用を適法にする規定が当時、「権利制限の一般規定」とか「日本版フェアユース規定」と呼ばれていたもので、アメリカのフェアユース規定と比べると範囲が限定されています。

7. その後、内閣法制局での審査⇒2012年改正

政府提案の法律案を作る際には、必ず内閣法制局の審査を経なければなりません。その法案審査の過程で文化審議会の結論がやや変わってしまったのです。先ほどABCの三つの類型が文化審議会の議論で取りまとめられたと申し上げましたが、内閣法制局での審議を経た結果、実際の改正法は以下のようなものを適法とする内容となりました。

- ・付随対象著作物としての利用（A）
- ・検討等の過程での利用（B）

- ・技術開発等のための試験の用に供する利用（C）
- ・情報提供の準備に必要な情報処理の為の利用

特に（C）の部分が、文化審議会でのまとめと比べて特定されたものになっています。2012年の法改正によって、従前よりは権利制限規定が広がりましたが、これではもはや「一般規定」ではなく、「個別的」権利制限規定が増えただけではないかという意見が強く残りました。

8. その後、クラウドサービスとの関係で議論

その後2014年にも、クラウドサービスとの関係で「権利制限の一般規定」の問題が文化審議会で審議されました。この時にはクラウド型ロッカーサービス、メディア変換サービスや論文検証サービス等、具体的なサービスがとりあげられ、このサービスを行うためには法改正が必要ではないかという問題提起が行われ、議論されました。しかし結論としては、現行法でも適法と解釈可能である、あるいはこのような事業を行っている事業者から法改正の要望がない、などの理由により、2015年2月の報告書で、【法改正を行うに足る明確な立法事実認められなかった】とされました。

9. それでも・・・

ところが、今年6月の知的財産戦略本部の「知財推進計画2015」の中で「インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、・・・【柔軟性の高い権利制限規定】・・・等の在り方について検討する。」という課題が、またもや提示されました。

今まで「権利制限の一般規定」「フェアユース規定」「日本版フェアユース規定」等と言われてきましたが、最近では「柔軟性の高い権利制限規定」という言葉が使われていますが、内容的にはあまり変わらないと思われます。

さらに最近「自民党知的財産戦略調査会コンテンツに関する小委員会」で、自民党議員の方々が、「柔軟性の高い権利制限規定」を議員立法で設けるべきだという動きをしておられるようです。

10. 居直り侵害のおそれ

それでももし、この「柔軟性の高い権利制限規定」が設けられたときに、コンテンツホルダーにはどういう影響がありうるのかについて考えてみたいと思います。

コンテンツ側は、従前より、「居直り侵害」が増えるのではないかと主張してきております。居直り侵害とは、明らかな権利侵害行為に対して権利者が削除要請などをした場合、「一見権利侵害にみえるかもしれないが、これはフェアユースであり違法ではない」と反論されることを言います。そうすると、侵害行為をやめさせる為には、権利者は法的措置、最終的には訴訟を行わなければ

ならなくなります。インターネット上の侵害行為は沢山あるわけで、侵害行為をしている人の中の1%がフェアユースを主張しはじめると、権利者側は、莫大な数の裁判を行う必要に迫られることとなり、侵害対策のコストが大幅に増大してしまうおそれがあります。

これに対し、フェアユース規定があるアメリカ合衆国でもうまく侵害対策ができていないのではないか、という意見もあるのですが、アメリカと日本とでは法制度などに大きな違いがあります。

アメリカ合衆国には、法定賠償制度というものがあります。ひとつのコンテンツがネット上に無断でアップされた場合、具体的な損害額はなかなか立証しにくいものですが、アメリカの場合には、損害額を立証できなくても損害賠償請求ができるのです。1著作物当たり750ドルから3万ドル、故意による侵害の場合には最高15万ドルまで損害賠償請求ができます。1著作物当たり下限750ドル（9万円くらい）では安いと思われるかもしれませ

んが、侵害行為をする人には、100とか1000という単位で著作物をアップロードしている人が大勢いますので、この額は大きな抑止力になります。また、アメリカには懲罰的賠償制度があり、故意に悪いことをした人には、実損額の2倍とか3倍の賠償を裁判所が命ずることができますが、日本では懲罰的賠償は認められないということになっています。ちなみに現在、TPP交渉の中でアメリカが日本に対し法定賠償制度を設けるべきだと主張していると伝え聞かれています。TPP交渉は秘密交渉です。正確なところは分からない状況です。

このほかにもアメリカと日本では司法制度などに違いがあります。日本でフェアユース規定、柔軟な権利制限規定を設けると、コンテンツ側の大きな不利益になるのではないかという心配がコンテンツ側にはあります。そのことから、今後の「柔軟な権利制限規定」をめぐる議論の動きには、注視していかなければならないと思います。

文化庁の意見募集に際して

6月19日に知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2015」を決定した。その42頁では次のように述べて柔軟な権利制限規定の検討を求めている。

「インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。」

これを受けて文化庁では法制・基本問題小委員会にワーキング・チームを設置して「柔軟性の高い権利制限規定」に関する検討を行うこととした。そして立法事実を調査する目的で「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」を行った。また、自民党知的財産戦略調査会コンテンツ小委員会でも議員立法で「柔軟性の高い権利制限規定」の導入を検討している。

これらの動きの特徴は「柔軟な権利制限規定」の立法目的が「新規ビジネスの創出」である点であろう。

「知的財産推進計画2015」41頁では、「創作物を利用したサービスを我が国において創出し発展させていくためには、柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっている」とも述べており、要は著作物を利用す

る新規ビジネスを行い易くする目的で「柔軟性の高い権利制限規定」が検討されているのである。

しかし、ビジネスで著作物を利用するならば著作権者の許諾を得て行うべきであり、著作権者の許諾を得る努力をせずに権利制限規定を求めるのは筋違いである。

「柔軟性の高い権利制限規定」というのは法体系を異にする米国型のフェアユースを念頭においている点で疑問がある。米国著作権法107条は「批評、解説、ニュース報道、教授、研究または調査等を目的とする」として、著作物の利用目的を例示列举する規定振りを採っている。

加えて昨今の主張は、ここで例示された利用目的に、それとは異質の「新規ビジネスの創出」目的を持ち込み、このフェアユースの法理すら換骨奪胎するものである。

このことは、JEITAの「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見で、「国際競争に勝つためには我が国も同等かそれ以上の改革が必要」として柔軟性のある著作権制限規定を求めていることに如実に表している。このような法改正には正当性がないといえよう。文化庁は「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」について、7月27日を締切として意見募集を行っており、当協会はこのような考え方を基に意見書を提出した。

第 345、346 回定例理事会開催報告

第345回定例理事会は、2015年6月9日（火）、2015年通常総会の終了後午後2時40分から当協会会議室において開催された。議事の要旨は次のとおり。

●決議事項

- 第1号議案 定款実施細則（諸規程）の改正（案）承認の件・・・承認（下記参照）
- 第2号議案 代表理事選定の件・・・承認
会長 桐畑敏春代表理事
副会長 島谷能成代表理事
- 第3号議案 業務執行理事選定の件・・・承認
専務理事 後藤健郎理事
- 第4号議案 部会長選任の件・・・承認
業務部会長 今井環理事
営業部会長 竹内成和理事
著作権部会長 桐畑敏春理事
違法対策部会長 大谷信義理事
技術部会長 竹内成和理事
国際部会長 川城和実理事
eメディア部会長 竹内成和理事
- 第5号議案 アンチリッピングキャンペーン継続展開案承認の件・・・承認（10頁参照）

●報告事項

1. 各部会報告について
2. 若手・中堅社員研修について
3. 9月度総合連絡委員会および懇親会の開催について
4. 「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見提出

について

5. 夏季の省エネルギー対策について周知依頼（経産省）
6. 2015年4月度ビデオソフト売上速報について
7. 2015年4月度映像配信統計報告について

第346回定例理事会は、7月7日（火）午後2時より当協会会議室において開催された。議事の要旨は次のとおり。

●決議事項

- 第1号議案 理事候補者選出（案）承認の件・・・承認
- 第2号議案 臨時総会開催の件・・・承認
2015年9月1日（火）午後2時より当協会会議室に於いて開催予定
- 第3号議案 「CDVJ」ショップコンテスト2015」に対する後援名義使用及びJVA特別賞設定承認の件・・・承認
- 第4号議案 「全国映画感想文コンクール2015」に対する後援名義使用承認の件・・・承認
- 第5号議案 「オーディオ・ホームシアター展2015」開催に伴う後援名義使用承認の件・・・承認

●報告事項

1. 各部会報告について
2. いわゆる「柔軟な権利制限規定」（フェアユース）をめぐる議論について
3. 2015年5月度ビデオソフト売上速報について
4. 2015年5月度映像配信統計報告について
5. その他

定款実施細則（諸規程）の改正について

2015年6月9日（火）に開催された第345回定例理事会において、以下のような定款実施細則（諸規程）の一部が改訂された。改定された箇所は、「1. 会員規程」、「3. 役員候補選出規程」に係る以下の点（下線部分を追加した）となっている。

1. 会員規程

（入会手続き）

第3条 3. 入会に際し、法人又は団体の会員にあっては、本会に対する代表者として権利を行使する者（以下「会員代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。会員代表者は当該法人もしくは団体の代表権を有する役員（当該法人が社内カンパニー制を採っている場合には、映像ソフトの制作事業又は頒布事業を営む社内カンパニーの代表者を含む。また当該法人の役員であって、その代表者を退任して2年以内の者を含む。）でなければならない。ただし理事会が特に認めた場合はこの限りではない。

3. 役員候補選出規程

（役員候補の選出方法）

第2条 (2)理事候補の定数及び選出方法

イ 前号に定める（イ）並びに（ロ）の会員代表者（会員規程第3条第3項により会員代表者となるものをいう。以下同じ。）及び（ハ）の学識経験者より22名以内を選出する。ただし（イ）の会員代表者を優先的に選出し、また選出に当っては当該会員の過去の実績及び以下に示すその属する母体事業の分野等を考慮するものとする。

- （イ）邦画・国内ソフト制作事業分野
- （ロ）洋画・輸入事業分野
- （ハ）音楽事業分野
- （ニ）放送事業分野
- （ホ）出版事業分野
- （ヘ）総合ソフト制作事業分野

「アンチリッピングキャンペーン」第2弾企画について

本年3月下旬から、一般ユーザーに対して、リッピングソフトを使用した「私的複製」「複製したものを利用すること（販売、譲渡、P2Pソフトを使ったファイル共有、動画共有サイトへの投稿など）」「リッピングによってコピーされアップロードされたものをダウンロードすること」が違法であることを広く知らしめることを目的にアンチリッピングのキャンペーンを展開しているが、このたび6月に開催された第345回定例理事会において、同キャンペーンの第2弾の企画が承認された。第2弾企画では、同キャンペーンの動画（「サラリーマン山崎シゲル」とのコラボ動画）を、会員社がリリースするレンタル用商品の冒頭にトレーラーとして挿入し、レンタル利用者をターゲットに「アンチリッピング」をより強くアピールしようというもの。本年9月からリリースされるレンタル用商品（一部セル用商品も含む）に挿入される。第2弾のキャンペーンも、一般社団法人日本映画製作者連盟、一般社団法人日本動画協会、不正商品対策協議会の各団体との共催となっている。

▼サラリーマン山崎シゲルとのコラボ漫画



COPYRIGHT **著作権関連**

文化庁、JASRAC の音楽配信についての使用料規程変更につき、実施禁止期間を延長

著作権等管理団体の使用料規程は、2000年制定の著作権等管理事業法で認可制から届出制に変更された。そして、使用料規程の適正性は著作権等管理事業者と利用者、利用者団体との協議に委ねる制度となった。著作権等管理事業者が使用料規程を変更しようとする場合には、事前に利用者・利用者団体の意見聴取に努めなければならない（法13条2項）、管理著作物のシェアが大きい指定管理事業者には利用者代表からの使用料規程に関する協議の申し入れに応諾義務が課されている（法23条2項）。

当協会も参画しているNMRC（ネットワーク音楽協会）(*1)とJASRACは、音楽の配信使用料について協議を行っていた。そして、サブスクリプション規定の変更が協議の場に出されたのは3月24日が最初である。その日、JASRACはサブスクリプションをダウンロード規定から取り出して、ダウンロードとストリーミングに並列にする内容の変更【原】案をNMRCに提示した。それに関するその後の協議は、4月10日と30日のわずか2回である。30日の協議では、5月26日にNMRC内で検討の上、次回協議でNMRCが対案と意見を提示することになっていた。NMRCは5月26日の内部協議直後、JASRACに次回協議日程調整の連絡を行ったが、JASRACはそれに回答せず5月29日に文化庁に変更を届け出たのである。ちなみに、JASRACは、6月5日付で当

協会会長宛に送信部長名で変更届提出通知を郵送してきた（NMRC加盟の各団体も同様）。当協会は、著作権担当部長名でJASRAC理事長宛にNMRCとの協議を尽くすよう文書で返信した。

著作権等管理事業法では、使用料規程の変更届を提出してから30日間はその変更規程は実施ができないとされており、その間に利用者代表から指定著作権等管理事業者にその変更規定について協議申入れがあった場合、文化庁長官はその実施禁止期間を延長できると定めている。

早速、NMRCは文化庁に対し、JASRACのこの変更届に関し協議を求める通知を行った。これを受け、6月26日、文化庁はJASRACが文化庁に届け出た使用料規程変更の実施禁止期間を6か月延長した旨をウェブ上で公告し(*2)、その使用料規程についての協議開始を命じた。

今回のJASRACの届出は、利用者代表の意見聴取を途中で一方的に打ち切ってなされたもので、意見聴取義務に関し「利用者の納得を得る必要がある」とする判例(*3)に照らしても問題がある。使用料規程変更届に関する利用者代表の協議申し入れは、管理事業法が施行されてはじめてである。今後実施禁止期間内の合意を目指し協議を行うことになる。

(*1)音楽配信事業者を会員とする9団体が加盟。当協会も加盟している。

(*2)http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanri/jigyoho/toroku_jokyo/oshirase/index.html

(*3)平成24年2月14日知財高裁判決（平成22年（ネ）第10024号）113頁

「総務人事委員会」設置について （「社員研修委員会」から変更）

去る6月25日開催の業務部会幹事会において、業務部会「社員研修委員会」を改め、下記のとおり「総務人事委員会」として活動することが承認された。

1. 名称 業務部会「総務人事委員会」
2. 目的 総務人事に関する担当者による情報交換、意見交換、勉強会を通して社員研修を含め諸課題について広く検討を行なう。
3. 開催 年5回程度（原則、開催月の第4水曜日の16時～17時開催）
4. 委員 加入希望正会員社
5. 委員長 枇榔浩史氏（東宝(株) 人事部長）
副委員長 盛田 洋氏（株ポニーキャニオン 企画推進本部長）（新任）

今後の活動としては、2016年度新入社員合同研修を行なう事が決定している。研修事業は継続して行なう予定。また、これと並行して会議では毎回持ち回りの委員が発案した議案について情報交換、意見交換、勉強会を行なう。

第9回eメディアセミナー開催報告

eメディア部会では、2015年6月11日に第9回定例セミナーを開催した。今回は野村総合研究所のICT・メディアコンサルティング部メディアコンテンツグループマネージャーの三宅洋一郎氏をお迎えし、「動画配信市場の最新動向と今後の展望」をテーマにご講演いただいた。

野村総研では2000年から「ITナビゲーター」という日本のIT関連20市場以上を各市場ごとに分析した書籍を発行している。三宅氏は、この中で情報通信・放送メディア・コンテンツ分野を担当しており、長年に亘りこの市場を分析してきた成果を語っていただいた。

特に、モバイル通信キャリア3社が、どのようなことを考えて映像配信に取り組んでいるのか、漸く足並みがそろい始めた放送局の見逃し配信への取り組みなどを解説いただくとともに、今秋にも開始されるNetflixが、どのような形で日本市場での展開を考えているのかを推測していただいた。

また、通常はあまり触れられない、野村総研が行っている市場規模の推計方法についても解説いただくなど、大変有意義なセミナーとなった。参加者は40名。

不正商品対策協議会 THE ANTI-COUNTERFEITING ASSOCIATION

●知的財産保護のための会報 「BULLETIN」発行・配布に関して

不正商品対策協議会では、「知的財産権の保護と不正商品の排除」を目的とし、毎年発行している会報「BULLETIN」の第27号を7月1日付で発行した。一般の消費者に知的財産の保護の大切さをわかりやすく伝える冊子



で、活動紹介、本物と偽物の比較写真の掲載、不正商品Q&A、会員団体のトピックス等の内容となっている。

全国の警察署、消費生活センター、税関、都道府県の消費生活担当などに配布し、ご活用いただく予定。また、関係イベントでも一般の消費者にも配布する。

●「第4回著作権を守ろう!」PRポスター作品募集!!

不正商品対策協議会では、小学生、中学生を対象に、知的財産の保護に関する啓発事業の一環として、「著作権の保護に関する啓発ポスター作品の募集」を実施する。11月8日（日）千葉（市川市本八幡・ニッケコルトンプラザ）でACAが主催する啓発イベント「ほんと？ ホント！フェアin 千葉」において表彰式を行い、最優秀作品及び優秀作品の入選者が表彰される予定。さらに最優秀作品は啓発キャンペーン用としてB2ポスターに採用される。

締 切：2015年9月24日（木）

「著作権の保護に関する啓発ポスター」応募事務局到着分まで

詳細は不正商品対策協議会ホームページ（<http://www.aca.gr.jp/>）まで。

この件に関するお問い合わせは、不正商品対策協議会担当 八十河、小林まで（TEL03-3542-2010）

（執筆：ACA事務局）

●韓国著作権団体連合会との定例会議を開催

2015年7月1日、CODAは韓国ソウル市を訪問し、韓国でインターネット上の権利保護活動を行う韓国著作権団体連合会（KOFOCO）との定例会議を行った。

CODAとKOFOCOは、2011年11月に両国間の知的財産権保護・強化に向けた覚書を締結したに基づき、日本と韓国で交互に定例会議を開催している。今回の会議は、2月末にKOFOCO側が東京を訪問して以来、約4か月ぶり。

当日、KOFOCOからは、政府から受託して実施しているという「韓国・違法コピー流通実態調査2014」の結果報告や、侵害サイトに対するフィルタリング対策の実施状況、実験的にスタートしたという正規販売店を認定する「グリーンストアプロジェクト」のほか、最新のインターネット上の権利侵害として、ウェブハード登録事業者が「モバイルウェブハード」といったモバイルサイトを運営し有料で違法配信を行っている事例やそれら侵害を助長する関連アプリが広く出回り被害を拡大させている実態等の説明がなされた。

CODAからは、侵害行為者や侵害物に対する「直接対策」に並行して力を入れている「周辺対策」（検索結果表示の抑止要請等）についての現状の説明を行った。著作権侵害がインターネットを通じ国境を越えて行われるようになった現在では、KOFOCOもまさに現在CODAと同様の問題に直面している。その対策や具体的問題点についてCODAの経験に基づくアドバイスを求められるなど活発な情報交換が展開された。

日韓両国における法制度やインターネット環境等の違いはあるものの、共通の問題点や調査手法、新しい試みなどについては、今後も活発な意見交換と情報共有の継続を行っていくことを双方で確認した。最後にCODAより、毎年、定例会議で協議したトピックスをまとめた「年次レポート」の作成を提案し、KOFOCOも前向きに検討するとして会議を終了した。

▼KOFOCOでの会議



●『ASEAN地域における放送コンテンツの正規流通促進ワークショップ』を開催

2015年6月、CODAは、総務省事業の一環として「ASEAN地域における放送コンテンツの正規流通促進ワークショップ」を初めて開催した。

このワークショップは、ASEAN地域における放送コンテンツの正規流通に向け、インターネット上での放送コンテンツの不正流通対策に関する情報共有と当該対策に係る各国間の人的ネットワークの構築を目的としたものの。

今回は、シンガポールを除くASEAN諸国9か国から放送所管省庁や通信所管省庁とASEAN事務局より、代表者計15名が参加した。

ワークショップでは、各国代表者によるカンントリーレポートの発表が行われたとともに、①通信・放送制度関係の概要（総務省）、②日本国著作権法の概要（文化庁）、③放送番組の海外展開の概要（BEAJ）、④国境を越えた著作権侵害への対策（CODA）等、日本での現状について説明がなされた。意見交換では、ボーダーレスなオンライン侵害に対応するための国境を越えた協力体制の必要性、著作権の普及を目的とした若者への啓発や教育の重要性が確認された。

その後、我が国の放送事業者としてNHK、TBS及びWOWOWを訪問し、各社からは各放送機関の海外展開、放送コンテンツの共同製作や侵害対策の取り組み等についてご説明いただいた。8 K映像の鑑賞やスタジオ見学等が視察内容に含まれ、ワークショップ参加者からは我が国における放送技術の高さや、制作規模に関心が寄せられた。また、著作権権利者団体としてRIAJを訪問した際には、音楽の集中管理事業や侵害対策に関しご説明いただき、そこで上映された消費者啓発ビデオ「GOOD CLICK」が参加者の関心を集めた。

最終日に行われたまとめミーティングでは、今後もこのような取り組みを継続して行う事の重要性が、主催者及び参加者によって改めて確認された。

（執筆：CODA事務局）

▼ASEAN9か国から来日された皆さんとともに





リレーエッセイ

114

キングレコード(株) 田中 勇氏からのご紹介

●村上 比呂夫 氏

(株)ショウゲート ライセンス営業グループ兼映像編成グループグループマネージャー)

「寿司屋」

私の実家は、大阪の阪急神戸線神崎川駅前の商店街で寿司屋を営んでいました。

幼少の頃は豊中市の庄内で、成人してからは商店街から外れた場所と、ずっと同じところではなかったのですが、ずっと寿司屋さんでした。

親父は島根県の田舎で15人兄弟の4男として生まれ、田舎では映写技師見習い、大阪に出てきてからはエレベーター技師見習いを経て板前になるという変わり種で、どうも最初から食べ物屋になりたかった(戦時中で兄弟も多く食べ物が少ないので食べ物屋に憧れていたようです)らしいのですが、当てがなく職人系の仕事に飛び込んだと話を聞かされた事があります。

子供の頃から実家が寿司屋だという話をすると皆から決まって「いいね～」と言われました。恐らく今お読み頂いている方の中でもそう思われる方が多数いらっしゃると思います。しかし、私にとっては全く良くない。そう、私は寿司が大っ嫌いなんです。

今まで何十回何百回と寿司が嫌いだという話を色んな方々にしましたが、日本人の大多数の方達は不思議に思われるようで、ホント寿司好きの方の多さにはびっくりします。その話をしていると皆さん方はどうして嫌いなのかという質問を必ずされます。よく言われるのが「生魚が苦手なんですね?」いやいやお刺身大好きです!次に言われるのが「子供の頃に食べ過ぎたんですね?」いやいやお寿司1回も食べた事がないです。じゃあどうして嫌いなのかと言いますと酢飯の匂いが駄目なんです。

幼少から小学校低学年の頃は、店舗の2階が住居でした。学校から帰るとちょうど寿司屋の仕込中、それも熱々の何升ものご飯とお酢を合わせている真っ最中なのです。その匂いの凄いの凄くないの!真っ直ぐ家に帰るのが嫌になるぐらいの匂いだったのを昨日の事の様に覚えています。というぐらい

の寿司嫌いなので、今まで友達や家族と寿司を食べにいった事などありません。味が嫌いなのではなく匂いが駄目なものですから、店の中にすら入れない。

友達も兎も角として、若いころに恋人から寿司屋に行きたいと言われても頑として行かなかった(というか行けなかった)ので、可哀そうなことをしていました。

家族ともいった事がなく、大の寿司好きの嫁さんも泣く泣く友人と近所の回転寿司屋さんに行くぐらいの感じだったので。

ところが、最近になってその回転寿司さんの前を家族(嫁さんと7歳の長男と4歳の長女)で歩いていると、子供たちから「みんなでいきたいいきたい!」と言われる様になり、仕方なく何回目かに泣く泣く49歳にして初めて実家以外の寿司屋に入りました。

最初のうちは麺類や唐揚げなど(最近の寿司屋さんは寿司以外にもあるんですね!)を注文していたのですが、そのうちに娘に「一緒に食べないと嫌だ!」と店で泣かれる始末。こっちも泣きそうになりながらも、娘が泣き止まないで嫁さんに「1つ我慢して食べてみて」と促され、清水の舞台から飛び降りたつもりでまぐろの握りを口に放り込みました。

あれ?美味しい。うん、凄く美味しい!50歳を手前にして寿司が美味しいという事に初めて気付かされました。どうも、匂いに関して昔の記憶が歳と共に曖昧になってきたんでしょうね。全く気にならないではありませんか。口に入れたことがないので味は初体験でしたが。娘に泣かれなかったら死ぬ迄食べることがなかったかもしれないので、娘に感謝です。

親父が亡くなってもう18年が経ちます。親父の寿司を食べられなかった事が残念ですし、とても申し訳なかったなと思っています。

ホント寿司って美味しいですよ!

▼日誌に見る協会の動き

[6月]

- 1日 広報委員会
- 3日 マーケティング委員会
- 4日 ACA企画広報部会
- 5日 著作権部会
- 9日 通常総会
定例理事会
- 11日 eメディア部会「第9回定例セミナー」
- 12日 業務使用対策委員会
- 16日 総合連絡委員会
- 18日 2015年上半期統計調査担当者説明会
- 24日 社員研修委員会

25日 業務部会幹事会

30日 JASRAC協議

[7月]

- 2日 中部地区連絡協議会定例会議
- 3日 著作権部会
- 7日 定例理事会
- 8日 マーケティング委員会
- 9日 ACA企画広報部会
- 10日 業務使用対策委員会
- 14日 総合連絡委員会
- 15日 関西地区連絡協議会定例会議

▼事務局人事

●2015年4月1日付

業務部次長

駒崎武一(前 業務部次長兼事業課長)

業務部法務課長兼事業課長

吉原信一(前 業務部法務課長)

管理部広報課

倉橋沙知緒(前 業務部事業課)

●2015年6月9日付

管理部広報課主事

倉橋沙知緒(前 管理部広報課)

統計

2015年5月度

	5 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本・千枚)									1 月 ～ 5 月 の 累 計								
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比	
販売用	2,964	45.9%	45.7%	1,122	38.2%	54.4%	334	98.2%	増 減 12社 17社 その他 2社	30,692	60.9%	92.2%	9,465	47.4%	82.1%	2,071	94.2%	
レンタル店用	3,431	53.1%	87.1%	1,723	58.7%	103.3%	364	66.3%		19,263	38.2%	85.1%	10,240	51.2%	101.7%	2,057	76.7%	
業務用	65	1.0%	125.0%	92	3.1%	264.8%	33	157.1%		424	0.8%	110.1%	283	1.4%	199.6%	208	116.2%	
DVDビデオ	6,460	60.8%	61.7%	2,937	77.8%	78.0%	731	80.3%		50,379	59.0%	89.5%	19,989	73.3%	91.9%	4,336	85.7%	
販売用	3,865	92.8%	82.2%	740	88.3%	78.4%	201	98.2%		33,501	95.6%	116.5%	6,500	89.0%	118.3%	1,182	102.2%	
レンタル店用	296	7.1%	112.5%	96	11.5%	109.5%	16	61.5%	1,418	4.0%	93.9%	772	10.6%	117.1%	101	65.2%		
業務用	6	0.1%	300.0%	2	0.2%	383.8%	0	-	123	0.4%	455.6%	27	0.4%	393.8%	0	-		
ブルーレイ	4,167	39.2%	83.9%	838	22.2%	81.2%	217	94.3%	増 減 14社 14社 その他 3社	35,042	41.0%	115.6%	7,299	26.7%	118.5%	1,283	97.8%	
合 計	10,627	100.0%	68.8%	3,775	100.0%	78.7%	948	83.2%		85,421	100.0%	98.6%	27,288	100.0%	97.8%	5,619	88.2%	
◎今月の売上報告社数……31 社 (*前年同月の報告社数32社) 無回答社……3社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合 ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。																		

2015年6月度

	6 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本・千枚)									1 月 ～ 6 月 の 累 計								
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比	
販売用	4,667	54.9%	81.3%	1,806	40.1%	79.1%	463	107.7%	増 減 14社 16社 その他 3社	35,359	60.1%	90.6%	11,271	46.0%	81.6%	2,534	96.4%	
レンタル店用	3,778	44.4%	79.0%	2,685	59.6%	123.8%	484	98.2%		23,041	39.1%	84.1%	12,926	52.8%	105.6%	2,541	80.1%	
業務用	56	0.7%	100.0%	11	0.2%	37.1%	17	56.7%		480	0.8%	108.8%	294	1.2%	172.0%	225	107.7%	
DVDビデオ	8,502	56.6%	80.4%	4,502	76.0%	100.5%	964	101.2%	増 減 12社 17社 その他 4社	58,881	58.6%	88.1%	24,491	73.7%	93.4%	5,300	88.2%	
販売用	6,201	95.1%	87.5%	1,243	87.2%	88.6%	330	119.1%		39,702	95.5%	110.7%	7,743	88.7%	112.2%	1,512	105.4%	
レンタル店用	307	4.7%	79.5%	179	12.6%	118.7%	23	85.2%		1,725	4.2%	90.9%	951	10.9%	117.4%	124	68.1%	
業務用	9	0.1%	112.5%	3	0.2%	113.7%	0	－	132	0.3%	377.1%	30	0.3%	315.3%	0	－		
ブルーレイ	6,517	43.4%	87.1%	1,425	24.0%	91.5%	353	116.1%		41,560	41.4%	110.0%	8,725	26.3%	113.0%	1,636	101.2%	
合 計	15,019	100.0%	83.2%	5,927	100.0%	98.2%	1,317	104.8%		100,440	100.0%	96.0%	33,215	100.0%	97.9%	6,936	90.9%	

◎今月の売上報告社数……33 社 (※前年同月の報告社数32社) 無回答社……1社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

9 月度総合連絡委員会と懇親会開催のお知らせ

9 月度の総合連絡委員会は、(株)ポニーキャニオンの会議室をお借りし、下記の日程にて行います。また、昨年に引き続き総合連絡委員会の会議終了後に、同じく(株)ポニーキャニオンの1 階イベントスペースをお借りして「J V A 秋の懇親会」を開催します。総合連絡委員の皆様のみならず、現場レベルでの会員社の皆様同士の交流を深めていただくことを目的としていますので、多数の会員社の皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

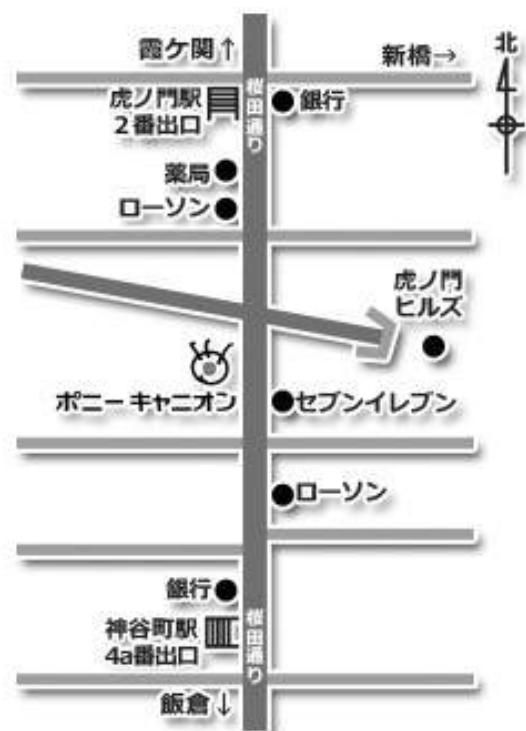
なお、懇親会出席のお申込みは、各社の総合連絡委員の方におとりまとめいただき、8 月21 日 (金) までに J V A 管理部 伊藤(ito @jva-net.or.jp)までご連絡ください。

● 9 月度総合連絡委員会

日 時 2015 年 9 月 8 日 (火) 午後 4 時から
場 所 (株)ポニーキャニオン 10F 会議室
〒105-8487 東京都港区虎ノ門 2 - 5 - 10
TEL 03-5521-8000(代表)

● 懇親会

日 時 2015 年 9 月 8 日 (火) 午後 5 時30分から
場 所 (株)ポニーキャニオン 1 F イベントスペース
会 費 3,000 円 / 人
(当日会場にてお支払ください。協会名の領収証を発行いたします。)



一般社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2015年8月1日現在

■ 正会員(32 社)

アスミック・エース(株)
(株)アニプレックス
(株)アミューズ
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)
エイベックス・ピクチャーズ(株)
(株)エスピーオー
(株)NHK エンタープライズ
NBC ユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)
(株)KADOKAWA
ギャガ(株)
キングレコード(株)
(株)JVC ケンウッド・ピクチャーエンタテインメント
(株)小学館
(株)ショウゲート
松竹(株)
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント
(株)第一興商
TCエンタテインメント(株)
東映ビデオ(株)
東宝(株)
東宝東和(株)
(株)東北新社
20世紀フォックス
ホームエンターテイメントジャパン(株)
日活(株)
(株)バップ
(株)ハピネット
パラマウント ジャパン(同)
バンダイビジュアル(株)
(株)ポニーキャニオン
ユニバーサルミュージック(同)
(株)よしもとアール・アンド・シー
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

■ 協賛会員(20 社)

(株)一丸堂印刷所
(株)IMAGICA
エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ(株)
カルチュア・エンタテインメント(株)
(株)キュー・テック
(株)金羊社
(株)ケンメディア
(株)ジャパン・ディストリビューション
システム
(株)星光堂
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント
ソニー PCL (株)
大日本印刷(株)
東芝デジタルフロンティア(株)
東洋レコーディング(株)
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
日本出版販売(株)
日本レコードセンター(株)
(株)富士フィルムメディアクレスト
(株)ムービーマネジメントカンパニー
メモリーテック(株)